

はじめに 3

プロローグ ● 葬儀を終えて 15

● シーン 1 山田家の人々(前編)

↓ 弁護士から山田一郎さんへのアドバイス

● シーン 2 山田家の人々(後編)

①②④ 1 相続人の範囲 / 2 代襲相続人の範囲 / 3 胎児と相続 /

4 養子が相続人となる場合 / 5 特別養子

第1日 ● 葬儀費用は誰が払うの? 39

● シーン 1 死者の財布をあてにする(前編)

↓ 弁護士から山田一郎さんへのアドバイス

(1) 相続財産の範囲について / (2) 相続の承認と放棄について

● シーン 2 死者の財布をあてにする(後編)

①②④ 1 生命保険金(死亡保険金) / 2 相続財産の調査 /

3 相続預貯金の取扱い／4 限定承認の手続き

第2日 ●遺産は誰がいくらもらえるの？……………

●シーン1 孫の手も魚拓も相続財産(前編)

↓弁護士から山田一郎さんへのアドバイス

(1)相続割合の呼び方(相続分)について／

(2)妻と子が相続する場合の相続分について／

(3)代襲相続の場合の相続分について

●シーン2 孫の手も魚拓も相続財産(後編)

①②④ 1 さまざまな場合の相続分／2 配偶者の相続分の変遷

第3日 ●遺言書はどのように書けばいいの？……………

●シーン1 イカにも怪しい遺言書(前編)

↓弁護士から山田一郎さんへのアドバイス

(1)遺言の方式／(2)方式違反の遺言書の有効性／(3)遺言能力

● シーン 2 イカにも怪しい遺言書(後編)

㊦㊧㊨ 1 遺言書の代筆 / 2 遺言書の検認手続き

第4日 ● 突然「子ども」と称する人が現れたら?

● シーン 1 鬼が島から来た相続人(前編)

↓弁護士から山田一郎さんへのアドバイス

(1) 法律上結婚していない相手との間の子(婚外子)と相続 / (2) 戸籍の記載事項

● シーン 2 鬼が島から来た相続人(後編)

㊩㊪㊫ 1 婚外子の相続分に関する判決 /

2 相続にあたって確認が必要な戸籍の内容 / 3 認知

第5日 ● 遺言書にはどのような効力があるの?

● シーン 1 おしゃべりな遺言書(前編)

↓弁護士から山田一郎さんへのアドバイス

(1) 遺言書の記載事項 / (2) 相続欠格

● シーン 2 おしゃべりな遺言書(後編)

㊦㊧㊨ 1 「相続させる」遺言の効力／

2 「相続させる」遺言による相続人が既に死亡していた場合／

3 「銀行預金」の範囲

第6日 ●借金取りが押しかけてきたら? ……………

●シーン1 ヴェニススの商人の遠く親せき(前編)

↓弁護士から山田一郎さんへのアドバイス

(1) 債務の相続／(2) 保証債務の特質／(3) 根保証

●シーン2 ヴェニススの商人の遠く親せき(後編)

㊦㊧㊨ 1 共同相続人がいる場合の債務の承継／

2 住宅ローン保証保険／3 特殊な保証債務

第7日 ●生前に贈与していた財産はどうなる? ……………

●シーン1 とったタヌキの皮が伸びたら(前編)

↓弁護士から山田一郎さんへのアドバイス

(1) 生前贈与(特別受益)／(2) 被相続人の意思(持戻し免除)

● シーン 1 山田家の人々（前編）

「いい葬式だったな」

山田一郎は、思わず、そう呟いた。

一郎は、葬式の主役すなわち亡くなった父山田桃太郎の一人息子だった。

母の山田ふじ子は存命だが高齢のうえ、夫桃太郎の死で気が動転していたため、葬式の手配は一郎がすべて行うことになり、親戚や知人、町内会などへの連絡や挨拶も一郎と妻の花子があたることになった。

一郎としても、父親の桃太郎を偲ぶ気持ちは十分にあつたが、葬儀業者との連絡や葬式の手配、追悼のスピーチの準備など手続きに追われて、感傷に浸るような余裕はなかった。

元々、桃太郎の親族は、息子の一郎夫婦のほかは桃太郎の弟で多古川家に養子に行つた多古川イカ夫くらいしかない。

葬儀の参列者も、一郎の仕事の関係者や、花子が役員をしている町内会の人々が大半

である。

もつとも、一郎も花子も面識がない老人が何人か出席していて、おそらく桃太郎の知り合いだろうと思われたが、葬儀の場で桃太郎とどのような縁がある人か確認するような余裕はなかった。

一郎も花子も、むしろ自分の知り合いの対応に追われていたのが実情だったが、忙しくしている分、気が紛れることにもなったし、参列者の大半も桃太郎ではなく一郎や花子の知り合いであるから、桃太郎を偲んで悲しみに暮れることもなく、話も弾み、慰めてもらえることにもなった。

その結果、厳粛ではあるが和やかな気分で葬式は進み、桃太郎は、春の日差しを浴びて暖かく見送られるように旅立った。

一段落して葬式をふり返ってみると、セピア色の古い写真を見た時のような通り過ぎた過去の出来事に感じられる。

「おそらく、どの葬式でも遺族は似たようなものだろう。ぐっと悲しみを感じるのは、落ち着いてからだろうな。しかし、親父も訳のわからない人生を送った割には、

みんなから暖かく見送ってもらえたもんだ」

実際に、桃太郎の前半生は、息子の一郎でさえ、よく知らなかった。

桃太郎は昭和5年生まれで、戦後すぐのころ、どうもあまり芳しくない仕事をして一財産つくったらしく、家族にも、昔の事はほとんど話さなかった。

桃太郎は、昭和38年にふじ子と結婚して一郎をもうけた後は、家族にも優しく落ち着いた暮らしをしていたが、何回か投資に手を出しては損失を被り、結局、築いたはずの財産はほとんど使い果たしてしまっただけ。

死亡する前まで残っていた財産は自宅の土地建物と、銀行の投資信託や株が多少あるくらいのようにだ。

「ようだ」というのは、桃太郎は、平成17年ころから老人性の認知症が進み、死亡する前の平成24年はじめころからは、一郎やふじ子が家族であることも思い出せない状態で、どのような財産があるのかは自分でもわかっていなかったからである。

もっとも、投資信託を購入した銀行からは、定期的に書面が送付されていたので、調べればわかるだろう。

●執筆者一覧<あさひ法律事務所>

- 庭山正一郎 東京大学法学部中退・1971年弁護士登録
藤原 道子 早稲田大学法学部卒・1992年裁判官任官、2001年弁護士登録
亀井 洋一 東京大学法学部卒・2000年弁護士登録
宮村 啓太 中央大学法学部卒・2002年弁護士登録
荒巻 慶士 早稲田大学政治経済学部卒・2003年弁護士登録
金山 卓晴 東京大学法学部卒・2004年弁護士登録(*)
古原 暁 京都大学法学部卒・2005年弁護士登録
山崎 純 東京大学法学部卒・2006年弁護士登録
朴 貴玲 慶応義塾大学大学院法務研究科修了・2011年弁護士登録
田辺 晶夫 東京大学大学院法学政治学研究科修了・2012年弁護士登録
易 智久 首都大学東京大学院社会科学研究科修了・2012年弁護士登録
関根こすも 一橋大学院法学研究科修了・2013年弁護士登録
(*以外は、第二東京弁護士会、*は第一東京弁護士会所属)

経法ビジネス新書 004

90分で納得!! ストーリーでわかる相続AtoZ

2015年2月15日初版第1刷発行

編 者	あさひ法律事務所
発 行 者	金子幸司
発 行 所	株式会社 経済法令研究会 〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21 Tel 03-3267-4811 http://www.khk.co.jp/
企画・制作	経法ビジネス出版株式会社 Tel 03-3267-4897
カバ ー デ ザ イ ン	株式会社キュービスト
帯 デ ザ イ ン	佐藤 修
印 刷 所	株式会社日本制作センター

乱丁・落丁はお取替えいたします。

© Asahi Law Offices 2015 Printed in Japan
ISBN978-4-7668-4803-8 C0232